

入札参加の注意事項

1, 記載する金額

入札書に記載する金額は、消費税抜きの金額を記載して下さい。

予定価格を事前公表しておりますので、予定価格から消費税を除いた金額以下で入札してください。

2, 見積り内訳書の提出

見積り内訳書（様式は任意）の提出を求めますので、入札書と同時に必ず提出してください。（金額が見えない様に封筒に入れる等して提出してください。）

3, 提出及び開札方法

入札書は見積り内訳書と同時に提出していただきます。

（見積り内訳書不要と指名通知に記載している場合を除く。）

予定価格を事前公表していますので、入札回数は1回です。

1回目で落札しない場合は、その時点で入札を打ち切ります。

4, 最低制限価格、低入札調査基準価格の設定の有無

最低制限価格、低入札調査基準価格の設定の有無については、指名通知書に記載していますので確認してください。

「最低制限価格を設定します」と記載のある場合

最低制限価格未満の入札をした者は失格とします。

「低入札価格調査基準価格を設定します」と記載のある場合

最低入札価格が調査基準価格を下回った場合は、落札決定を保留して入札会を終了し、後日調査後に落札決定します。（失格基準もありますのでご注意ください。）

（三種町低入札価格調査取扱要綱による調査基準価格の設定。）

最低制限価格、低入札価格調査基準価格いずれも「設定しない」と記載のある場合

予定価格の制限の範囲内で入札した最低価格の者を落札者とします。

5, 代理人の場合

入札へ代理人が出席する場合は、委任状の提出が必要です。

（委任状を持参しない代理人の入札は無効です。）

代表者の印と代理人の印がない委任状は無効です。

代理人の場合、入札書には代理人の氏名、印を忘れないでください。

6, 開札時間の厳守

開札時間に間に合わない場合は、辞退したものとみなします。

7、入札の辞退

都合により入札書の提出を辞退する場合は、前もって入札担当課へ辞退届けを提出してください。なお、辞退届を提出せず無断欠席した場合は、当該入札日から 1 か月間を指名保留期間とするペナルティーが科せられますので、応札忘れのないよう十分注意してください。

電子入札の場合は、電子入札システムで入札書提出締切日時までに提出してください。

8、入札書等の書式について

書式については、貴社の書式で提出して下さい。

(特にない場合は、入札担当課に問い合わせ下さい。)

電子入札の場合は、電子入札システムで入札書提出締切日時までに提出してください。

9、指名通知書等受領書について

指名通知が確実に届いたかどうかを確認したいため、必ず受領書を入札担当課へ Fax してください。

電子入札の場合は、電子入札システムで受領確認後、受領書の提出処理を行ってください。

10、質疑応答書について

工事の内容等について、質問がある場合は指定の期限までに工事主管課へ Fax してください。期限を過ぎても Fax のない場合は質問がないものとして取り扱います。

なお、回答については質問のあった業者へ工事主管課から回答し、入札担当課で供覧いたします。但し、内容が特に重要な事項については全ての業者へ周知いたします。

電子入札の場合は、電子入札システムで質疑を入力し提出してください。

11、工事契約保証金について

工事契約保証金については、指名通知に記載のとおり、契約金額の 10 分の 1 以上の金額を納付していただきます。なお、納付方法については現金納付又は金融機関か保険会社との保証契約証書等の提出をお願いいたします。

12、前払い金について

入札の結果、契約金額が 300 万円未満となった場合は「前払金を請求できる。」と通知した場合でも前払金の請求はできなくなりますのであらかじめご注意願います。

13、現場代理人及び主任技術者の配置について

別紙のとおり

(現場代理人の常駐については、緩和措置があります。)

別紙

現場代理人及び主任技術者の配置について

入札にあたり次の事項に留意してください。

尚、現場代理人及び主任技術者が配置できない場合は契約違反、建設業法違反となりなんらかの罰則がありますのでご注意ください。

1、現場代理人は工事契約条項により、現場に常駐していなければなりません。平成 30 年 2 月 22 日付け（三種建発－1135）で一部改正した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取り扱いについて（通知）」で三種町が定める対象工事で、発注者の承認を得た場合は 3 件まで（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が 1 件あるときは 4 件まで、災害復旧工事等が 2 件あるときは 5 件まで）兼務できます。

2、主任技術者（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）については、公共性のある重要な工事で政令で定めるもの（4,000 万円以上、建築は 8,000 万円以上の工事）については、専任のものを置かなければなりません。（政令で定める工事額未満のものについては、専任でなくてもかまいません。）

3、現場代理人及び主任技術者は会社の社員であること。

特に、主任技術者は雇用してから 3 ヶ月以上経過していること。

4、現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができます。